

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 西尾市立矢田保育園	種別： 保育所
代表者氏名： 宮地 晃代	定員（利用人数）： 240名（161名）
所在地： 愛知県西尾市上矢田町神明寺50番地	
TEL： 0563-59-6345	
ホームページ：	
【施設・事業所の概要】	
開設年月日： 昭和39年 4月 1日	
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市	
職員数	常勤職員： 13名 非常勤職員： 12名
専門職員	（園長） 1名 （調理員） 3名
	（主任） 1名 （保育補助） 1名
	（保育士） 18名 （事務） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 11室 （設備等） 調理室、遊戯室、園庭
	プール

③理念・基本方針

★理念

児童福祉法39条に基づき、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進していきます。また、子どもたちが安定した情緒の下で、その時期にふさわしい生活が展開できる環境を整え、生涯にわたる人間形成の基礎や社会変化に対応できる力の基礎を培えるようにしていきます。

★基本方針

- ・「子どもが自ら遊びたくなる」「保護者が安心して預けられる」「地域に根差した」保育園を目指して、適切な環境づくりを工夫し活力ある保育をします。
- ・一人一人の子ども、保護者との信頼関係づくりに努め、様々な場面での共通理解を大切にした保育に努めます。
- ・笑顔あふれる愛情豊かな保育をします。

④施設・事業所の特徴的な取組

・「今日も笑顔で寄り添う心」を合言葉にして、一人一人の子どもをあたたく受け入れ、安心して過ごしたり遊んだりできるようにしています。また保護者の声に耳を傾け、保育参加、個別懇談、アプリで毎日の様子を配信するなど園での姿を見てもらったり、伝えたりすることで安心して預けられる保育園となるよう努めています。

・地域の方との交流を大切にしています。地域の方の畑で玉ねぎの収穫やサツマイモの苗差しを経験させていただいたり、野菜作りを教えてもらったりしています。今年度から長寿会の方との交流も再開する予定です。地域のイベントに参加し、矢田保育園を知ってもらったり、感謝の思いがもてるようにしています。

・園内研究では子どもたちが主体的に取り組める遊びや、繰り返し読みたいおすすめの絵本を紹介し、実践しています。子どもが自ら遊びたくなる遊びを用意し、環境を整え、元気いっぱい楽しめるようにしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 5 年 4 月 2 5 日（契約日） ～ 令和 6 年 5 月 8 日（評価確定日） 【 令和 5 年 12 月 19 日（訪問調査日） 】
受審回数 （前回の受審時期）	2 回 （令和 元年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆保育の質の向上に向けての指導力の発揮

不適切対応や職員同士の関係づくりなどの研修に参加し、職員全体に報告している。また、担任が立案したクラス目標について、父母の会総会で思いを語るなどの取組みを行っている。さらに、園内研究で遊びの実践について具体的に掘り下げており、保育の質の向上に意欲を持って取組み指導力を発揮している。

◆業務改善の取組み

保育士が行っていた業務を事務員と分担することで現場の業務軽減を図ったり、事務時間が確保できるように職員配置の変更や隙間時間の有効活用を実践している。他園の取組みを参考にしながら、職員会議で業務の改善策について話し合っている。

◆地域との関わり

地域とのかかわりが深く、町内まつりの参加や地域ボランティアによる野菜づくり体験や収穫体験、高齢者との交流など、子どもにとって多くの人とのかかわりが持て、生きた体験ができる園である。隣接する小学校とのかかわりも多く、未来の姿や目標が子どもの心に育つ環境が整っている。

◇改善を求められる点

◆閉園に向けての計画

中・長期計画は、保育理念や保育基本方針の実現に向けた計画であること、また数値目標や収支計画を含めた内容であることが望ましい。また、令和 6 年度の閉園を目前にして子どもたちや保護者が不安にならないように、思い出づくりを深めるための具体的な計画を含めることも検討されたい。

◆保育理念、保育基本方針が結びついた目標

「保育園職員のあり方」には期待する職員像が明記され、「成果評価シート」で目標管理を行っている。正規職員年3回、会計年度職員年2回の面談を行っている。保育理念、保育基本方針、中長期計画、事業計画に結びついた目標となっているか、目標項目、目標水準、目標期限が明確になっているかについては改善の余地がある。

◆マニュアル周知のための定期的な勉強会

マニュアルは整備されていて園長会などで定期的に見直しを行っているが、園内の周知としては行き届いていない。職員が安心して保育に取り組み、保護者からの相談に対して適切に受け答えができるように、マニュアルの読み合わせや勉強会を定期的に行うことが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

職員で自己評価をして話し合うことで保育を見つめ直し、振り返ることができた。園の強みと弱みが分かり、強みを活かし、弱みを改善していこうという意識がもてた。ご指導いただいたマニュアルの周知について、定期的に職員と読み合わせて確認し、見直しをすることで共通理解し保育に活かしていく。また事業計画について、6年度で閉園となるため楽しい思い出作りと、最後を締めくくる閉園セレモニーに向けての取り組みを職員と話し合って作成し、職員皆で実現に向けて取り組んでいきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。			
Ⅰ-1-（１）-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1	① a ・ b ・ c
<コメント> 保育理念、保育方針、保育目標はリーフレットに記載があり、ホームページからリーフレットが閲覧できるようになっている。職員には４月の職員会議で周知を図り、保護者には入園時や進級説明会で説明している。			

Ⅰ-2 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅰ-2-（１）-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a ・ ① b ・ c
<コメント> 月１回の西尾市の園長会や全国保育士会の「保育士会だより」、また、全国保育協議会の「ぜんほきょう」から情報収集を行っている。矢田小学校区の会議への参加や園庭開放、子育てサークルの開催の中で地域のニーズを把握している。毎月の利用者数は土曜日保育を含めて確認している。市の「子ども・子育て支援計画」の理解に努め、市全体の状況を把握することが望まれる。			
Ⅰ-2-（１）-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a ・ ② b ・ c
<コメント> 勤務形態が複数あるため、職員全体で話合う時間の確保が難しいことを課題として挙げている。西尾市のビジネスチャット「LOGOチャット」の活用や職員会議に短時間でも参加してもらうための工夫について検討している。また、市の指導訪問を活用し、指導訪問Aでは修繕や職員配置について、指導訪問Bでは保育内容についての相談を行い、改善に向けて取り組んでいる。			

Ⅰ-3 事業計画の策定

			第三者評価結果
Ⅰ-3-（１） 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
Ⅰ-3-（１）-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 中・長期計画として令和４年から６年までの３年間で策定し、職員の意見を聞き取り見直しを行っている。中・長期計画は、保育理念や保育基本方針の実現に向けた計画であること、また数値目標や収支計画を含めた内容であることが望ましい。また、令和６年度の閉園を目前にして子どもたちや保護者が不安にならないように、思い出づくりを深めるための具体的な計画を含めることも検討されたい。			
Ⅰ-3-（１）-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ ② b ・ c
<コメント> 事業計画には、中・長期計画を反映させた実行可能な内容を具体的に記載している。計画を継続させるためには、事業計画で取組んだ内容について適切に評価を行うことが大切となる。達成期間や達成数値を設定するなど、進捗の具合を定期的に確認することが望まれる。			

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 修繕や園内研究に関しては職員の声を取り入れているが、事業計画の評価・見直しには職員の意見は反映されていない。職員全体に事業計画を周知し、課題等を共有したうえで取組み、さらには、取組み内容や結果については職員参画の上で意見の集約や評価、また見直しを行うことが望まれる。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 事業計画をわかりやすくした「リーフレット」を作成している。リーフレットを用いて、父母の会の役員会や総会で説明している。また、園と家庭をつなぐコミュニケーションアプリ「ハグノート」を利用して、地域との関わりについて保護者に伝えている。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 第三者評価は5年に1度、定期的に受審している。避難訓練や行事の後には職員会議で振り返りを行い、取組みへの改善を図っている。しかし、第三者評価受審年度以外の年は、自己評価を行っていない。第三者評価の結果についての分析や検討の状況が不明である。今後は、見直しや改善の取組みが組織的に行われることが期待される。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 今回の第三者評価の受審により、マニュアルを周知する必要性について気づきを得て改善が図られている。しかし、評価結果について分析した内容や課題については文書化していない。第三者評価の結果を活かすためには、課題、担当者、改善の取組み、期間や改善日などを記録に残し、振り返りや見直しに繋げることが望まれる。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a ・ b ・ c	
<コメント> 園長は、年度初め4月1日の職員会議で、経営や管理に関する方針と取組みについて話をしている。職務分掌については、「保育園職員のあり方」の読み合わせを行い確認している。不在時の権限委任は、「地震及び津波災害時の行動マニュアル」やBCP（業務継続計画）に決定権限順位を明記している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ b ・ c	
<コメント> 園長会や西尾市からのメールなどで、遵守すべき法令等の情報収集を行っている。また、遵守すべき法令については「関連法令リスト」に綴り、職員会議で周知するとともにLOGOチャットでも発信している。地域のルールや社会的倫理など、保護者とコミュニケーションを図る上で必要なルールについては、職員が同様に理解しているかの確認を定期的に行うことが望まれる。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a ・ b ・ c	
<コメント> 不適切対応や職員同士の関係づくりなどの研修に参加し、職員全体に報告している。また、担任が立案したクラス目標について、父母の会総会で思いを語るなどの取組みを行っている。さらに、園内研究で遊びの実践について具体的に掘り下げており、保育の質の向上に意欲を持って取組み指導力を発揮している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ b ・ c	
<コメント> 保育士が行っていた業務を事務員と分担することで現場の業務軽減を図ったり、事務時間が確保できるように職員配置の変更や隙間時間の有効活用を実践している。他園の取組みを参考にしながら、職員会議で業務の改善策について話し合っている。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

第三者評価結果			
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a ・ ㊦ ・ c	
＜コメント＞ 人材の確保・定着に関する取組みは、西尾市が中心となり行っている。園として必要な人材の確保については、西尾市の保育課主幹と行う「運営懇談会」で伝えている。運営懇談会で園の実情を伝え、子どもの安全確保のためにもうひとり早番が必要であることを要望している。職員の余裕が働きやすさに繋がり、結果として支援の質に影響するため、今後も継続して人員の確保に努められたい。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a ・ ㊦ ・ c	
＜コメント＞ 西尾市の人事評価では、「成果評価シート」で目標管理を行っている。自己評価である「能力・取組み姿勢評価シート」を含めたこれらのシートを下に、正規職員は年3回、会計年度職員（非常勤職員）は年2回の面談を行い進捗の確認や評価を行っている。適切な評価を行うために、各々が目標達成のための「具体的な実施内容」を明記するなどの取組みが期待される。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ コミュニケーションを図り、職員が安心して発言できる雰囲気づくりに努めている。悩み相談窓口としてハラスメント電話やこころの電話が開設され、ウェブでの相談も受け付けている。職員互助会では、インフルエンザ予防接種や健診、映画や総合娯楽施設等の助成が行われている。園内には親睦会「親和会」がある。年次有給休暇の取得や時間外申請については、職員配置と同様に課題としている。			
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 「保育園職員のあり方」に期待する職員像が明記され、「成果評価シート」で目標管理を行っている。定期的に職員面談を行っているが、振返りから改善や対策を行う流れには至っていない。また、職員個々のスキルアップにつながるような取組みとして、「職員の資質向上のための内部研修」の実施についても検討の余地が残されている。			
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 西尾市の「保育者研修参加者名簿」や「調理員研修参加者名簿」を参照して、職員に研修を勧めている。研修会参加前に「保育園職員のあり方」を読み合わせて、職員一人ひとりに何を求められているのかを確認し自覚を促す取組を行っている。正規職員と会計年度職員に関する「研修受講記録簿一覧」を作成しており、研修後の振返りも実施している。			
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 新任職員は、西尾市の人事課や保育課の研修を受講している。新任職員や経験の浅い職員のOJTは、主任保育士や先輩職員が行っている。園内研究では、実践記録や「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」を題材にして学んでいる。また、外部研修は情報提供を行い参加を促している。職員一人ひとりが年1回は研修に参加できるように配慮している。			
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 「園長会申し合わせ事項」に「実習生受入マニュアル」があり、マニュアルに基本姿勢を明記している。実習プログラムである「保育実習計画表」に沿って実習を行い、実習生の反省会では、園長、主任、担当保育士も振返りを行っている。実習指導者への研修体制について、実習内容の変更等に伴い必要に応じて見直すことも検討されたい。			

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 西尾市のホームページや広報「にしお」を通して、市全体を統括した決算報告を公表しているが、保育園ごとの計画や報告等は掲載されていない。市のホームページを活用し、各園の紹介動画や概要リーフレットで保育の基本理念、基本方針、保育目標、活動内容を周知している。リーフレットは、地域の役員のみならず公共施設に設置するなど、広く広報することが望まれる。			
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ㉞ ・ c	
<コメント> 西尾市の「予算執行点検マニュアル」に基づき、園長、主任、調理員が年2回の確認を行い報告している。西尾市の監査を受けている。内部で決定される職務分担量が適切であるか、また収支に関するチェック体制など、適正化を測るために内部牽制の仕組みを構築することが期待される。			

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ b ・ c	
<コメント> リーフレットに、地域との関わり方についての基本的な考え方を明記している。また、社会資源については掲示板で周知している。地域に根ざした保育園を目指し、地域住民と交流してお互いの畑で野菜づくりや収穫を行い、「矢田ふれあいセンター」での作品展示や地域の盆踊りの手伝いと出店、また、敬老会にプレゼントを持参して参加するなど、様々な地域交流を行っている。			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ c	
<コメント> 「ボランティア受け入れマニュアル」に、受入れの基本的な考え方を「意義方針」として明記している。また、学校教育等への協力については「中学生によるボランティア」に基本姿勢を記載している。中学生の福祉体験学習や高校生のインターンシップの受入れがある。			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ b ・ c	
<コメント> 社会資源は、「関係機関との連携」として作成している。要保護児童対策地域協議会には対象者がいないため参加していないが、「矢田の教育を考える会」に参加し、西尾市療育支援センターと情報共有を行っている。また、小学校との連携としては、教員が就学前に子どもの様子を見に来園するなど行っている。			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ b ・ c	
<コメント> 「矢田の教育を考える会」や「平坂中学校区交通安全推進協議会」の会議に参加し、地域の声の把握に努めている。また、地域の行事に参加して交流を図っている。毎週土曜日の午前中に実施している「園庭開放」の際には、地域の方からの相談を聞いて交流する機会となっている。			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ b ・ c	
<コメント> 子育て支援の一環として、未就園の子どもとその保護者を対象に地域活動事業や園庭開放を行っている。災害時の備蓄品を用意している。地域の福祉ニーズに応えるという点では、今後の更なる取組みが期待される。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 保育の不適切事案が報道されるたびに、職員会議等で情報を共有し職員の意識を高めている。人権セルフチェックを実施し、個別での聞き取りも行っている。職員が園の生活の中で思いやりや尊重し合う言動を行うことで、子どもが自然に学ぶ機会となることが望まれる。また、職員全体で定期的な話合いの場を設けるなど、様々な意見を聞いて学ぶ機会を設けることも検討されたい。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 個人情報の保護については入職時に研修があり、年度初めには再度確認を行っている。保護者には、「重要事項説明書」で説明を行い周知している。個人情報の管理は鍵付きの書庫で行っている。個人情報の取扱いやプライバシー保護については、職員全体で十分に理解していることが大切となるため、確認や振返りの機会を設けることが望まれる。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉠ ・ b ・ c	
＜コメント＞ 概要を記載したリーフレットが市役所保育課に設置しており、市のホームページから閲覧することもできる。園で未就園の親子が集まる遊び教室を開催し、土曜日には園庭開放を実施するなど、園の様子を地域の人に公表する機会を設けている。また、希望者には個別の見学や説明等の対応を受け付けている。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 入園や進級の際に説明会を設け、「重要事項説明書」に基づき説明を行い同意を得ている。外国籍の保護者にはルビで対応したり、個別で声をかけて対応している。特に配慮が必要な家庭についてのルール化および文書化はされていない。個人の判断に任せられるため、書面等でルールが分かるような仕組みづくりが求められる。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 変更時のルールはあるが、職員は十分理解するには至っていない。変更後の相談支援については、保護者への配付物に記載がある事について、職員に周知されていない。保護者への情報や配付物に関しては、職員への周知を行い共通の理解のもと、職員全体で同じ対応となるように徹底することが望まれる。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足度の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足度の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 行事の後には保護者アンケートを実施し、満足度の把握に努めている。アンケートの集計結果を保護者に知らせている。満足度について把握した内容について集計や課題等の整理を行い、分析検討する過程において職員の関与は薄い。職員参画の上で話合い、改善すべきことに取組み、保育や次の行事に反映させることが望まれる。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉞ ・ c	
＜コメント＞ 意見箱の設置があり、「重要事項説明書」に苦情担当者を明記している。しかし、苦情内容を職員全体で共有し、今後につなげる仕組みは整っていない。苦情の内容によっては個々で処理されてしまうなど、情報共有が行われていないことを不安に思う職員もいる。苦情解決の手順は園内での掲示や文書で配付し、また、ホームページ等で内容を定期的に公表するなど、適切に取扱うことが望ましい。			

	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ ② ・ ③
<コメント> 意見・相談の窓口については、保護者が必要とするときに随時相談できる体制を整えている。「重要事項説明書」にも同様の記載があり、年度初めに口頭でも説明している。相談しやすく意見を述べやすいスペースの確保や話を聞く時の環境については、プライバシーの配慮に努めている。			
	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ ② ・ ③
<コメント> 保護者からの相談に関しては、できる限り迅速に対応している。しかし、相談内容の記載から申出者に対する報告までの流れ、また関係職員への周知などについては不明瞭である。マニュアルの周知が不十分であることを課題として、今回、マニュアルの見直しを行い、各クラスで常に確認できる状態に整備している。今後は定期的な見直しを行い、研修の実施についても検討されたい。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ ② ・ ③
<コメント> ヒヤリハット報告や事故報告を行い、事後会議で話合う機会を設けている。話し合いでは、ケガが多い遊具に関する意見交換や対策を講じて、事例について具体的に確認している。職員間での情報共有はアプリを活用しており、直ぐに内容を確認することができる。危機管理に関する分かりやすい手順をフローチャートで示し、職員に周知することも検討されたい。			
	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ ② ・ ③
<コメント> 感染症が発生したときは、連絡帳アプリを活用して保護者に迅速に発信している。嘔吐処理の研修を行い、感染拡大防止に努めている。毎月の「保健安全だより」が保育課を通じて保護者に配信されているが、今後は、職員も同じ内容を把握して留意すべき保健情報などについて共有することが望まれる。			
	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ ② ・ ③
<コメント> 毎月、様々な想定避難訓練を行っている。災害時の備蓄はしているが、備蓄品リストについては明確になっていない。防災管理者の責任と役割を徹底し、非常用設備点検、備蓄品管理、災害時の連絡手順、避難経路や避難場所の確認、避難時の行動指針、アレルギー児への対応など、再確認と共に職員全体で理解共有することが望ましい。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。		保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 保育計画やマニュアルはあるが、職員への周知や確認が不十分である。保育園の運営ハンドブックやガイドラインに沿って、子どもの尊重や権利擁護に関わる姿勢を明示した「保育の標準的な実施方法」を文書化し、職員全体に配付するなどの取組みが望まれる。また、園内研修や日々の活動の中での個別的な指導により周知徹底されたい。この機会にマニュアルを見直すことが求められる。			
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。		保41	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 年間計画は毎年度時期を決めて見直し、行事後のアンケート結果を踏まえて次の行事計画に生かしている。全体での話し合いや、計画会については不十分としている。月間指導計画や週案等の見直しの際には、標準的な実施方法について反映すべき内容があれば併せて見直しを行うことが望まれる。検証や見直しの時期、その方法について組織的に定めることが求められる。			

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> 保育の全体的な計画に基づき、指導計画を作成している。障がいのある子どもの個別指導計画も確認している。クラス担任が計画を立案し、園長、主任の指導を受けて次月の計画に反映させている。反省の中で保護者のニーズにすべて答えられないとしているが、園で必要な事項に関しての取捨選択は必要である。園では、可能な範囲での対応を適宜行っている。			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 指導計画の見直しは定期的実施している。年度末や年度初めに期ごとの反省や行事ごとの反省を行い、次年度の計画策定に反映させている。また、実際に指導計画の変更を行っているが、方法や手順は文書化されていない。マニュアルの中に定めて、職員全体への周知徹底に努めることが望まれる。			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 保育の記録様式は、市で統一されている。記録ファイルは、職員全員が確認できるように職員室の鍵付き保管庫で管理している。紙媒体で行っている業務については、パソコンのシステム管理を導入することで確認の迅速化と事務業務の削減がはかれるのではないかと意見が挙げられている。職員間の連絡は、アプリの活用により情報洩れなどが減少している。			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉙ ・ b ・ c
<コメント> 記録の保管・保存・廃棄については、市の規程で定められている。定められた期間が経過すると市で一括して廃棄が行われる仕組みである。個人情報保護については、新入職員は入社時に誓約書で確認している。また、年1回「セキュリティポリシー」について確認しあう機会がある。			

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-（１） 保育の全体的な計画の編成			
	A-1-（１）-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 「全体的な計画」の中に「保育所の理念」と「方針」を明文化している。計画の作成には、職員全員が関わっている。職員会議で見直しを行い、前年度の反省を基に今年度の目標を立てて計画を作成している。			
A-1-（２） 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開			
	A-1-（２）-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<コメント> 園全体の環境整備に努めており、特に3歳児には安心できる環境を整えている。備品の整理や環境の整備は、空き時間を利用して保育士が行っている。危険性が把握できる箇所については、園児の安全を確保する上で必要な整備などは早急に市に相談している。即時の対応が難しい部分については、安価で済ませる工夫を行い園内で対応している。			
	A-1-（２）-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者とは、個別の懇談会等で情報を共有している。気になることがあれば、その都度保育士から声をかけて相談に乗っている。日々の保護者との会話等から発達過程や家庭環境等を把握し、職員会議で子ども一人ひとりの情報を共有している。職員の共通理解のもとで、子ども本位の保育に努めている。			
	A-1-（２）-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの年齢や発達状況に合わせ、基本的な生活習慣を身につけられるよう環境を整えている。絵本や紙芝居を通して、自然に大切なことを知らせたり、気づきを得られるように話している。年長児には、栄養教室などを通して自ら学ぼうとする気持ちを育むことを大切にして保育を行っている。社会的習慣を学ぶ機会として、自然とのふれあいや地域の人々と接するなどの体験も検討されたい。			
	A-1-（２）-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<コメント> 園内研究で「遊びの紹介」や「絵本の紹介」などを行い、職員同士のコミュニケーションを図り保育の楽しさを感じてもらうきっかけづくりを行っている。その研究の成果として、年齢に合った戸外遊びを選択し、遊びの内容に応じて環境を整えるなど、生活と遊びを豊かにする保育が計画的に展開されている。			
	A-1-（２）-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし			
	A-1-（２）-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ b ・ c
<コメント> 該当なし			

	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ b ・ c
<コメント> 毎日の保育の様子は、担任が連絡帳アプリで配信している。また、園全体の様子を写真で配信して、保育の様子が多角的に分かるように配慮している。その結果、保育の意図や子どもの様子が身近に感じられると保護者から好評を得ている。子ども同士の関り、また、子どもと職員の関りにおいて、子どもの年齢に応じた援助をするように努めている。			
	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ② ・ c
<コメント> 障がいのある子の個別支援計画を作成し、発達課題を保護者と共有して保育を行っている。専門機関の巡回指導を受けて、子どもへの理解や障がいに対する理解に努めている。必要に応じて視覚支援やタイムタイマーなどを用いて、落ち着いて過ごせるようにサポートしている。プライバシーを考慮し、園としての考え方を伝えると同時に他の保護者への周知を十分に行うことが望ましい。			
	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ b ・ c
<コメント> 園舎が広くて部屋数も多いため、長時間保育専用の部屋として空き部屋を活用している。子ども一人ひとりがゆったりと安心して過ごせる環境を整えている。眠くなる子どもにはブランケットの用意があり、仮眠を取れるよう配慮している。また、3歳児と4・5歳児は分かれて過ごし、年齢に応じた遊びを十分に展開できるように配慮している。			
	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<コメント> 小学校とは意見の交換会有り、主幹教諭の保育園見学会も行われている。小学校と保育園は隣接しているため、保育室の窓から小学校の校庭を通して学校全体の様子も窺い知ることができる。マラソン大会など行事を見学する機会もあり、小学校の日常の様子が垣間見えるのは、年長児にとって安心を担保できる環境である。			
A-1-(3) 健康管理			
	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ② ・ c
<コメント> 子どもの毎日の体温は、保護者が連絡帳アプリに記入している。園からは、感染症などの必要な情報を伝えている。健康管理に関する取組みは、園長と主任の役割として情報配信などを行っているが、取組みの内容や情報が職員全体に行き届いていない。子どもの最善の利益につながる「情報共有」の必要性について、改めて確認し実践することが期待される。			
	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<コメント> 健康診断と歯科健診の結果は、記録保存を行い保護者にも結果を知らせている。保育の中で子どもの健康状態を意識し、既往症を持つ子どもに対しては、職員全体に周知し気を配っている。定期的に歯磨き指導やフッ化物洗口を実践し、子どもの虫歯予防に努めている。			
	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ② ・ c
<コメント> アレルギー対応ガイドラインを基に、子どもの状態に応じて対応している。食事の提供方法もマニュアルに沿って行われている。アレルギーに関する研修や勉強会を実施し、盛付けや配膳の際に誰が見ても一目でわかるような工夫など実践に則した内容を取上げて確認するなど、関係者以外にも広く周知を図りより安全安心な保育に努めることが望まれる。			
A-1-(4) 食育、食の安全			
	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育計画に基づいて、食事の提供や食事指導を行っている。行事食やクラスを開放しての会食、夏祭りや調理員のアイス屋さんごっこなど、子どもが楽しめる工夫が数多くみられている。在園中に1度は試食会を行うことが決まり、実行に向けて計画中である。給食メニューは毎日アプリで配信を行い、親子で会話が弾むよい機会となっている。			

	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ㉞ ・ c
<コメント> 残食等日々の状況は保育士、調理員などで確認し、子どもの様子等を分析して献立や調理に反映させている。調理員が子どもの食事の様子を見に行くことや一緒に食事を摂る機会を設けることで、子どもの気持ちや要望の把握に繋がることが期待される。調理員が直接関わることで、食に興味を抱いたり食育に良い影響を与えることも考慮して検討されたい。			

A-2 子育て支援

		第三者評価結果	
A-2-(1) 家庭と綿密な連携			
	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	③ ・ b ・ c
<コメント> 送迎時に保護者とコミュニケーションを図り、連絡帳アプリでその日の活動を知らせたり、行事での子どもたちの姿を写真で配信したりしている。また、個別に懇談会を開催し、子ども一人ひとりについて深く話をして理解が深まるような取組みを行っている。			
A-2-(2) 保護者の支援			
	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	③ ・ b ・ c
<コメント> 登園や降園時の保護者とのコミュニケーションづくりを重視している。保護者からの相談にはすぐに対応し、個別の懇談会を行い話を聞いている。園と家庭の様子を共有できるように、連絡帳アプリでこまめに保育の様子や内容を知らせている。			
	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ③ ・ c
<コメント> 常識と経験で見守りを行う傾向があり、虐待対応マニュアルはあるが職員への周知については不十分である。園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るために、職員への研修等の実施を検討されたい。発見した場合の通報の義務や園の対応等、マニュアルを見直し適切な知識を職員間で共有することが望まれる。			

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果	
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	㉞ ・ b ・ c
<コメント> 保育実践について、記録・振り返り・評価を行い次の計画につなげている。成績評価シートで自己の保育の課題を明確にし、振り返りと自己評価を行っている。職員一人ひとりが個人目標を立案し、課題に対する進捗状況を報告して次の目標を主任と話し合っている。時に助言やアドバイスを受ける流れが仕組みとして確立している。			